



報道機関 各位

記者発表資料

平成29年9月4日（月）

問い合わせ先：契約課

担当：鶴田 達也

電話：829-1176

内線：2530

入札制度の適正化について

本市では、入札制度の適正化を図り、公正性、透明性、競争性をより高め、一層の公共工事の品質の確保を進めるため、入札制度を改正いたします。

1 概要

別紙のとおり

2 実施時期

平成29年10月1日

入札制度の適正化について

本市では、入札制度の適正化を図り、公正性、透明性、競争性をより高め、一層の公共工事の品質確保を進めてまいります。

1 「建設工事」における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の改正について

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の改正

最低制限価格制度における最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式及び適用範囲を、平成29年改正の中央公契連モデルと同様にします。

最低制限価格制度

■最低制限価格 算定式の改正<中央公契連モデルに準拠>

現 行

(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%)×1.08

注 各費目に割合を掛けた額はそれぞれ円未満を切り捨て、()内の額を合計した段階で千円未満の端数を切り捨て、端数処理後の額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とします。

改 正

(直接工事費×**97%**+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%)×1.08

注 各費目に割合を掛けた額はそれぞれ円未満を切り捨て、()内の額を合計した段階で千円未満の端数を切り捨て、端数処理後の額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とします。

■最低制限価格 適用範囲の改正<中央公契連モデルに準拠>

現 行

10分の7～

改 正

10分の7～**10分の9**

低入札価格調査制度

■調査基準価格 算定式の改正<中央公契連モデルに準拠>

最低制限価格算定式と同様

■調査基準価格 適用範囲の改正<中央公契連モデルに準拠>

現 行

10分の7～

改 正

10分の7～**10分の9**

■失格基準 算定式の改正

現 行

入札金額(総額)

=直接工事費×93%+共通仮設費×85%+現場管理費×90%+一般管理費×55%

注 各費目に割合を掛けた額はそれぞれ円未満を切り捨て、合計した段階で千円未満の端数を切り捨て、端数処理後の額とします。

改 正

入札金額(総額)

=直接工事費×**95%**+共通仮設費×85%+現場管理費×90%+一般管理費×55%

注 各費目に割合を掛けた額はそれぞれ円未満を切り捨て、合計した段階で千円未満の端数を切り捨て、端数処理後の額とします。

※算定式により定めた調査基準価格が適用範囲上限の9/10を超える場合、当該工事の失格基準は調査基準比較価格×0.98とします。(千円未満の端数を切り捨てます。)

2 「建設工事に伴う設計、調査及び測量業務」における最低制限価格制度の改正について

最低制限価格制度の改正

最低制限価格制度における最低制限価格を、平成29年改正の「予算決算及び会計令」第85条の基準と同様にします。

最低制限価格制度

■最低制限価格 算定式の改正<「予算決算及び会計令」第85条の基準に準拠>

現 行

算定式：次の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに①から④までの合計額×1.08

業 種 区 分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 × <u>45%</u>	—
建築関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額 × 60%	諸経費の額 × 60%
土木関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 × 90%	一般管理費等の額 × <u>45%</u>
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 × 90%	解析等調査業務費 の額× 80%	諸経費の額 × 45%

注 各費目に割合を掛けた額はそれぞれ円未満を切り捨て、①から④までを合計した段階で千円未満の端数を切り捨て、端数処理後の額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とします。

改 正

算定式：次の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに①から④までの合計額×1.08

業 種 区 分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 × <u>48%</u>	—
建築関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額 × 60%	諸経費の額 × 60%
土木関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 × 90%	一般管理費等の額 × <u>48%</u>
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 × 90%	解析等調査業務費 の額× 80%	諸経費の額 × 45%

注 各費目に割合を掛けた額はそれぞれ円未満を切り捨て、①から④までを合計した段階で千円未満の端数を切り捨て、端数処理後の額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とします。

3 「建設工事」・「建設工事に伴う設計、調査及び測量業務」における前金払制度並びに「建設工事」における中間前金払制度の改正について

前金払制度、中間前金払制度の改正

「建設工事」・「建設工事に伴う設計、調査及び測量業務」における前金払並びに「建設工事」における中間前金払について、支払限度額の上限額を撤廃します。

前金払制度、中間前金払制度

現 行

制度区分	業務区分	割合	上限額
前金払	建設工事	契約金額の10分の4以内で 市長が定める額	<u>2億円</u> (1万円未満切捨て)
	建設工事に伴う設計 調査及び測量業務	契約金額の10分の3以内で 市長が定める額	<u>5,000万円</u> (1万円未満切捨て)
中間前金払	建設工事	請負代金額の10分の2を 超えない額	<u>1億円</u> (1万円未満切捨て)

改 正

制度区分	業務区分	割合	上限額
前金払	建設工事	契約金額の10分の4以内で 市長が定める額	<u>上限なし</u> (1万円未満切捨て)
	建設工事に伴う設計 調査及び測量業務	契約金額の10分の3以内で 市長が定める額	
中間前金払	建設工事	請負代金額の10分の2を 超えない額	

4 「建設工事」・「建設工事に伴う設計、調査及び測量業務」における低入札価格調査について

低入札価格調査における運用の変更

低入札価格調査を行う際、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち最低入札価格の入札をした者のみ書類の提出を求めるとします。(失格基準を下回る入札をした者を除く。)

低入札価格調査制度

現 行

状況	書類提出
低入札価格調査対象者が 複数者いた場合	<u>全者</u>

改 正

状況	書類提出
低入札価格調査対象者が 複数者いた場合	<u>1者のみ</u>

※総合評価方式の場合を除きます。また、最低入札価格の入札をした者が、低入札価格調査により失格となった場合、次順位の入札価格の入札をした者について書類提出を求めます。

上記の改正は、平成29年10月1日以降に告示又は指名する案件から適用します。